

第 27 回幕別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年 9 月 27 日（金）午後 2 時 00 分から午後 3 時 15 分まで
- 2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室 3-A
- 3 出席委員（23 名）

| | | | |
|---------|------|----|-----|
| 会長 | 24 番 | 谷内 | 雅貴 |
| 会長職務代理者 | 23 番 | 鯖戸 | 英明 |
| | 1 番 | 香西 | 浩志 |
| | 3 番 | 高野 | 英一 |
| | 4 番 | 渡邊 | ひろ子 |
| | 5 番 | 井田 | 留吉 |
| | 6 番 | 齊藤 | 一男 |
| | 7 番 | 前川 | 厚司 |
| | 8 番 | 橋本 | 浩弥 |
| | 9 番 | 高橋 | 孝二 |
| | 10 番 | 深松 | 俊英 |
| | 11 番 | 蛭原 | 一治 |
| | 12 番 | 石川 | 雅洋 |
| | 13 番 | 森 | 勤子 |
| | 14 番 | 飛田 | 榮 |
| | 15 番 | 齊藤 | 正孝 |
| | 16 番 | 西田 | 利幸 |
| | 17 番 | 帰山 | 茂義 |
| | 18 番 | 吉田 | 正宏 |
| | 19 番 | 中村 | 富士男 |
| | 20 番 | 棚 | 範貴 |
| | 21 番 | 澤邊 | 佳範 |
| | 22 番 | 松本 | 誠 |
- 4 欠席委員（1 名）

| | | | |
|--|-----|----|----|
| | 2 番 | 菅野 | 能稔 |
|--|-----|----|----|
- 5 議事日程
 - 1) 開会
 - 2) 議事録署名委員
 - 3) 諸般の報告
 - 4) 報告
 - 第 1 号 農地所有適格法人報告書の受理について
 - 第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について
 - 第 3 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
 - 第 4 号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

 - 第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について
 - 第 2 号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
 - 第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定

| | |
|--|--|
| <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>事務局から報告第2号1番の説明をいたします。</p> <p>報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。</p> <p>案件は、議案書1ページの8月29日、第26回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>なお、記載のとおり条件を付し、令和元年9月25日付けで許可をしております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第2号1番については報告のとおり承認されました。</p> |
| <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第3号1番から6番の説明をいたします。</p> <p>報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。</p> <p>案件は議案書2ページから3ページの、今月18日、20日及び24日に町公社が利用調整を行った6件であります。内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>報告第3号1番から6番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第3号1番から6番については報告のとおり承認されました。</p> |
| <p>議長</p> <p>事務局</p> | <p>次に、報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第4号1番の説明をいたします。</p> <p>報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。案件は議案書4ページの1件でございます。今月20日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |

議長 報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認されました。

議長 次に、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。

議案第1号1番から3番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。

【議案第1号1番から3番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第1号1番から3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。議案第2号1番から18番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第2号1番から2番について議案書をもとに朗読】

1番、2番の案件は新たに賃貸借の手続きを行うために解約するものでござ

います。

【議案第2号3番から6番について議案書をもとに朗読】

3番から6番の案件は、新たに利用調整を行うために解約するものです。

【議案第2号7番、8番について議案書をもとに朗読】

7番、8番は新たに農地法の申請をするために解約を行うものです。

【議案第2号9番から18番について議案書をもとに朗読】

9番から18番の案件は、新たに利用調整を行うために解約するものです。
以上の18件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。
以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番から18番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番から18番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第3号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積について議決を求めます。

【議案第3号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明します。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第3号3番、4番につきましては、西田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(16番 西田委員退席)

それでは、議案第3号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号3番、4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は西田委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。
これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号3番、4番は原案のとおり可決されました。

(16番 西田委員着席)

議長

次に議案第3号5番から10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番から10番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページから5ページのとおり、経営面積、従事日数など同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明します。これらの案件は、更新であります。借主はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設定については問題ないと思えます。

そして10番の松田さんですけれども、「たけひろ」と聞こえたのですが、「たくひろ」さんです。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号5番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号5番から10番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号11番から30番について事務局から説明いたします。

事務局

【議案第3号11番から30番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページから15ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当農業委員は棚委員ですが、農地利用調整会議に私が代わりに担当地区農業委員として出席しておりますので、私の方からご説明させていただきます。

これらの案件は、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号11番から30番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号11番から30番は原案のとおり可決されました。

議長

次の、議案第3号31番、32番につきましては、棚委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限のより本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(20番 棚委員退席)

それでは、議案第3号31番、32番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号31番、32番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書16ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当農業委員は棚委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

これらの案件は、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号31番、32番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号31番、32番は原案のとおり可決されました。

(20番 棚委員着席)

議長

次に、議案第3号33番、34番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号33番、34番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書17ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。これらの案件は、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号33番、34番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号33番、34番は原案のとおり可決されました。

議長

次の、議案第3号35番、36番につきましては、深松委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(10番 深松委員退席)

それでは、議案第3号35番、36番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号35番、36番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書18ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

8番

8番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当農業委員は深松委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

これらの案件は、今年18日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思えます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号35番、36番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号35番、36番は原案のとおり可決されました。

(10番 深松委員着席)

議長

次に、議案第3号37番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号37番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書19ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明いたします。この案件は、今年6月に町公社が利用調整を行ったも

のであります。借主は買受予定者であり意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号37番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号37番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号38番から40番について事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第3号38番から40番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書19ページ下段から20ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号38番から40番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号38番から40番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号41番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号41番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書21ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。この案件は、今年7月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号41番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号41番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号42番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号42番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書21ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は、平成29年7月に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号42番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p> |
| 議長 | <p>異議なしとします。よって議案第3号42番は原案のとおり可決されました。</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第3号43番について事務局から説明をいたします。</p> |
| 事務局 | <p>【議案第3号43番について議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書22ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。</p> |
| 16番 | <p>16番説明いたします。この案件は、平成29年6月に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号43番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p> |
| 議長 | <p>異議なしとします。よって議案第3号43番は原案のとおり可決されました。</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、同法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。</p> |

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。この案件は、今月20日に井田委員、齊藤一男委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

賃借権に移ります。

【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書2ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、今月17日に飛田委員、澤邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願い致します。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、今日17日に飛田委員、澤邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号4番について事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第4号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明いたします。この案件は、親子間の生前一括贈与ですので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号4番について原案のとおり

り決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号4番は原案のとおり可決されました。

議長

次の、議案第4号5番につきましては、齊藤一男委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限のより本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(6番 齊藤一男委員退席)

それでは、議案第4号5番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は本来、地区担当農業委員は齊藤一男委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。この案件は、今月20日に高野委員、蛭原委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号5番は原案のとおり可決されました。

(6番 齊藤一男委員着席)

議長

次に、議案第4号6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号6番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、同法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。

| | |
|-----|---|
| | <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。</p> |
| 11番 | <p>11番説明いたします。この案件は、今月20日に井田委員、齊藤一男委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p> |
| 議長 | <p>異議なしとします。よって議案第4号6番は原案のとおり可決されました。</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」について、農地法第4条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可担当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。</p> <p>【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、バンカーサイロ等の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。</p> <p>なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。</p> |
| 6番 | <p>6番説明します。この案件につきましては、今月20日に渡邊委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> |

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号「農地法第5条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。

議案第6号1番につきましては、高橋委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(9番 高橋委員退席)

議長 それでは、議案第6号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第6号「農地法第5条許可に係る事業計画の変更」について、農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について議案書をもとに朗読】

この案件につきましては、本年6月27日の第24回総会でご審議いただき、8月1日付けで許可している件の計画変更に伴う申請です。

議案の右側の図をご覧くださいと思います。図中、点線の部分は当初の申請では掘削面積に含まれておりませんが、砂利層が残っていることから掘削面積を拡大して砂利採取を行うものでございます。

なお、転用面積については変更ございません。掘削面積、砂利採取量等の変更について許可を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、今月17日に飛田委員、澤邊委員、事務局とで現地調査を行い、計画変更による周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。
(9番 高橋委員着席)

議長 次に、議案第7号「現況証明について」を議題といたします。議案第7号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第7号「現況証明」について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第7号1番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に飛田委員、澤邊委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願います。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第7号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号2番、3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号2番、3番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明します。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に飛田委員、澤邊委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願います。

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号2番、3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p> |
| 議長 | <p>異議なしとします。よって議案第7号2番、3番は原案のとおり可決されました。</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第7号4番について事務局から説明をいたします。</p> |
| 事務局 | <p>【議案第7号4番について議案書をもとに朗読】</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。</p> |
| 11番 | <p>11番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月20日に井田委員、齊藤一男委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p> |
| 議長 | <p>異議なしとします。よって議案第7号4番は原案のとおり可決されました。</p> |
| 議長 | <p>議案は以上であります。</p> <p>これをもちまして、第27回農業委員会総会を閉会します。</p> |
| 事務局 | <p>ご起立願います。ご苦勞様でした。</p> |